

～ 第4種踏切において、列車と歩行者との衝突により、同歩行者が死亡 ～

鉄道事業者名：九州旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：平成29年6月27日 22時47分ごろ

発生場所：鹿児島県鹿児島市

指宿枕崎線 坂之上駅～五位野駅間（単線）

向原第2踏切道（第4種踏切道：遮断機及び警報機なし）

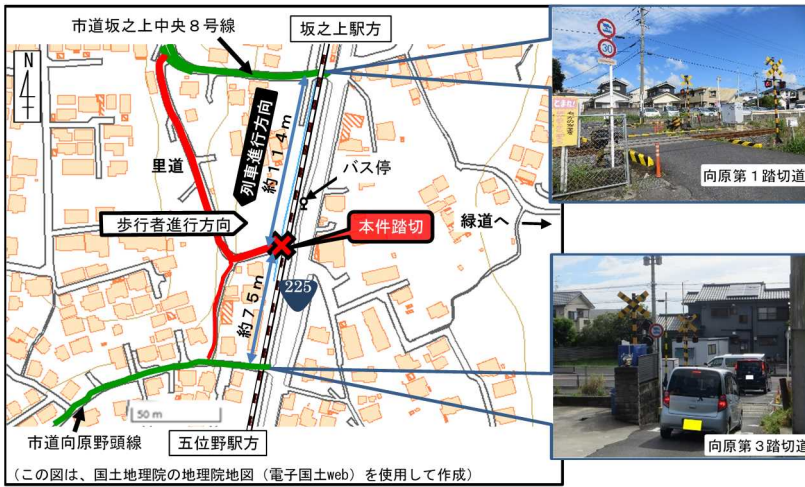
鹿児島中央駅起点12k689m付近

<概要>

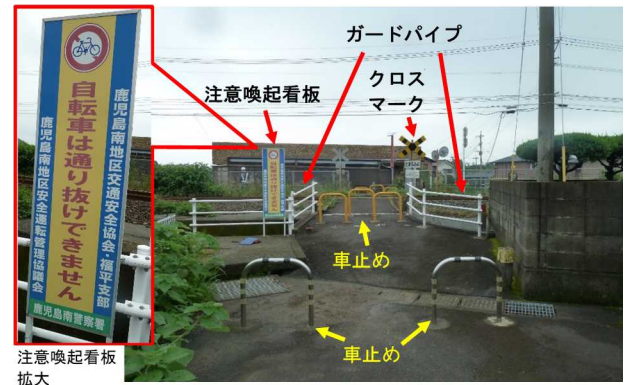
鹿児島中央駅発喜入駅行きの下り普通気第365D列車の運転士は、坂之上駅～五位野駅間を走行中、向原第2踏切道（第4種踏切道）に進入してくる歩行者を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した。列車は同歩行者と衝突した。

この事故により、同歩行者が死亡した。

<本件踏切周辺の踏切道>



<歩行者進入方向から本件踏切方向を撮影>



<歩行者進入側からの見通し>

A 見通写真撮影位置から向原第1踏切道を通過する列車を撮影（6月29日 8:37ごろ）



B 見通写真撮影位置から向原第1踏切道を通過する列車を撮影（6月28日 20:43ごろ）



<原因>

- ・本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である向原第2踏切道に列車が接近している状況において、歩行者が同踏切道内に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。
- ・列車が接近している状況において、同歩行者が同踏切道内へ進入した理由については、同歩行者が死亡していることから明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

- ・踏切保安設備（踏切遮断機及び踏切警報機）を有しない第4種踏切道は、できるだけ早期に統合等により廃止するか、あるいは踏切保安設備を設置すべきものである。
- ・同社と同市は、平成18年度から踏切の統廃合について協議を行っており、これまでに7か所の第4種踏切道を第1種に格上げ又は廃止してきた。
- ・同社及び同市は、過去の事故を受けて本件踏切の安全対策を実施しているが、本事故が発生したことを考慮し、本件踏切に近接する向原第3踏切道へのう回路を整備して本件踏切を廃止することについて、地元町内会の理解の下、確実に実施していくことが望まれる。

<事故後に講じられた措置>

- ・本事故発生後の同社、同市及び地元町内会の協議により、平成29年12月15日に本件踏切の廃止について合意が得られたため、本件踏切は廃止の予定である。
- ・一部未舗装の里道については、通行者が通りやすくなるように同市が整備工事を行う予定である。